

ニ申出ツヘシ

本部ハ其理由正當ナリト認メタルトモハ本組合ト、關係ヲ
離脱スル手續ヲ了シテ脱退ヲ許可スルモノトス。

第六條

本組合員ニシテ左ノ條項ニ該當スル者ハ大會 執行委員會
ノ出席ヲ議員又ハ執行委員三分ノ二以上ノ決議ヲ以テ除名ス
ルコトヲ得

一 組合費三ヶ月以上ノ滞納者

二 規約及決議ニ違反シタル者

三 組合ノ統制ヲ紊ル者

但シ執行委員會ニ於ケル除名処分ニ不服、場合ハ大會ニ
控訴スルコトヲ得

第七條

第七條

支部ハ本組合ノ組織單位ニシテ本組合ニ屬スル組合員ハ其
勤務スル工場又ハ住所ヲ中心トシテ世名以上ヲ集結シ得ル場
合ハ一支部ヲ組織スルコトヲ得

支部組織ノ定員ニ達セザル場合 組合員ハ本部ニ直屬シ組
織部ノ統制ヲ受ルモノトス

第八條

支部ヲ組織セントスル場合ハ支部内規及支部委員名簿ヲ本

第九條

支部ニ提出ス承認ヲ經ルモノトス

支部ハ本部ノ統制ニ從ヒ組合事業ノ遂行及地域的活動ヲ助
成スルモノトス

第十條

支部ニ支部總會及支部委員會ノ二ツノ機關ヲ置ク

第十一條

支部ニ支部委員長一名ヲ置ク

第十二條

支部費ハ一定ノ割合ヲ以テ支部直接ノ事業及工場分会ノ事
業ニ支出スルモノトス

第三節 工場分会

第十三條

同一工場ニ組合員十名以上ヲ有スル場合ハ工場分会ヲ組織
スルモノトス

第十四條

工場分会ヲ組織セントスル場合ハ分会内規及分会委員名簿
ヲ本部ニ提出シ承認ヲ經ルモノトス

第十五條

工場分会ハ本部及支部ノ統制ニ從ヒ工場内ニ於テ組合ノ事
業ヲ遂行スルモノトス

第十六條

工場分会ニ分会總會及分会委員會ノ二ツノ機關ヲ置ク

第十七條

工場分会ニ分会委員長一名ヲ置ク

第三章 機關

第一節 大會